

- 第 125 号議案 長崎市職員の修学部分休業に関する条例 から
第 128 号議案 長崎市職員の配偶者同行休業に関する条例 まで
第 130 号議案 修学部分休業等の制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
第 136 号議案 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

＜目次＞	ページ
1 制定及び一部改正する条例	P2
2 制定及び一部改正する背景	P2～3
3 施行期日	P3
4 制定概要	P4～9
5 一部改正概要	P9～11
6 新旧対照表	P12～21

総 務 部

令和 6 年 1 1 月

1 制定及び一部改正する条例

(1) 制定

- 第 125 号議案 長崎市職員の修学部分休業に関する条例
- 第 126 号議案 長崎市職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第 127 号議案 長崎市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第 128 号議案 長崎市職員の配偶者同行休業に関する条例

(2) 一部改正

- 第 130 号議案 修学部分休業等の制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（3 条例）
- 第 136 号議案 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（2 条例）

2 制定及び一部改正する背景

- 近年の働き方に対する価値観の変化により、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、ライフステージに関わらずその能力を最大限に発揮するとともに、自己啓発などにも取り組みやすい職場環境づくりなど、ワークライフバランスを保ちながら、職員の継続的な勤務を促進することが求められている。
- 「修学部分休業」、「高齢者部分休業」、「自己啓発等休業」及び「配偶者同行休業」については、各自治体において条例で定めることにより職員が取得可能となる。
- 令和 6 年 8 月に策定した「長崎市人事戦略」において「自発的な学びの支援制度の構築」及び「育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務できる環境整備」を図ることとしており、職員の能力向上、職員の継続的な勤務の促進及び多様な働き方として職員のワークライフバランス推進に資するため、本制度を導入することとした。

- 上記に関連して、育児休業、短時間勤務職員の採用及び給与等の関係条例を一部改正するもの。（第 130 号議案及び第 136 号議案のみ）
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要があるもの（第 136 号議案のみ）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日 ただし、刑法等の一部を改正する法律に伴う第 136 号議案は令和 7 年 6 月 1 日

4 制定概要

(1) 修学部分休業制度

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務能力の向上に資するときは、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度。

ア 部分休業の事由

次の教育施設で修学する場合

- (ア) 高等専門学校及び大学（短大及び大学院を含む）
- (イ) 専修学校
- (ウ) 各種学校
- (エ) その他任命権者が認めるもの

イ 対象となる職員

次の職員以外の職員

- (ア) 非常勤職員
 - (イ) 臨時的任用職員その他法律により任期を定めて任用される職員
- ※地方公務員法第26条の2第1項の規定により除外（高齢者部分休業も同様）

ウ 休業の期間と時間

- (ア) 期間：2年を超えない範囲内（当該期間の範囲内であれば1回の延長可）
- (イ) 時間：1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内（5分単位）

エ 休業の申請と承認

任命権者は、職員が休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務能力の向上に資するときは、承認することができる。

オ 身分と給与等

- (ア) 身 分：常勤の職として身分を保有
- (イ) 給 与：減額して支給（勤務しなかった1時間当たりの額を減額）
- (ウ) 賞 与：期末手当：休業期間の2分の1除算、勤勉手当：休業期間の全期間除算する。
※取得時間を日数換算して、その日数相当を上記のとおり除算
- (エ) 退職手当：除算なし

(2) 高齢者部分休業制度

高齢期職員が定年退職後の人生設計の準備や地域ボランティア活動への参加、加齢による諸事情への対応等を必要とする場合、公務の運営に支障がないときは、定年までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度。

ア 部分休業の事由

60歳に達していること

イ 対象となる職員

次の職員を除く60歳に達した職員

- (ア) 非常勤職員
- (イ) 臨時的任用職員その他法律により任期を定めて任用される職員

ウ 休業の期間と時間

- (ア) 期間：60歳に達した日後における最初の4月1日以降から定年退職日まで
- (イ) 時間：1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内（5分単位）

エ 休業の申請と承認

任命権者は、職員が休業を申請した場合において、公務の運営への支障がないと認めるときは、承認することができる。

オ 身分と給与等

- (ア) 身分：常勤の職としての身分を保有
- (イ) 給与：減額して支給（勤務しなかった1時間当たりの額を減額）
- (ウ) 賞与：期末手当：休業期間の2分の1除算、勤勉手当：休業期間の全期間除算する。

※取得時間を日数換算して、その日数相当を上記のとおり除算

- (エ) 退職手当：当該休業により勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を基本額及び調整額の在職期間から除算する。

(3) 自己啓発等休業制度

職員が自発的に大学等の教育施設の課程を履修する場合や国際貢献活動を行う場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務能力の向上に資するときは、３年を超えない範囲内において、休業することを承認することができる制度。

ア 休業の事由

(ア) 大学等課程の履修を行う場合で次の教育施設で修学するとき。

- a 大学、大学に置かれる専攻科及び大学院
- b 独立行政法人大学評価・学位授与機構が上記に相当する教育を行うと認めるもの
- c a又はbに相当する外国の大学
- d その他任命権者が認めるもの

(イ) 国際貢献活動を行う場合で次の奉仕活動を行うとき。

- a 独立行政法人国際協力機構が行う「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」又は「日系社会シニア・ボランティア」
 - b 独立行政法人国際協力機構の推薦によって参加する国連ボランティア計画が行う国連ボランティア
- ※ a及びb以外の組織（NGO等）が行う活動は対象外とする。

イ 対象となる職員

次の職員を除く職員

- (ア) 在職期間が２年に満たない一般職の常勤職員
- (イ) 非常勤職員
- (ウ) 臨時的任用職員その他法律により任期を定めて任用される職員

ウ 休業の期間（当該期間の範囲内であれば１回の延長可）

- (ア) 大学等の課程の履修のための休業 ２年を超えない範囲内（修業年限が２年を超え３年を超えない大学院の履修の場合にあっては、３年を超えない範囲内）で任命権者が必要と認める期間
- (イ) 国際貢献活動のための休業 ３年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間

エ 休業の申請と承認

任命権者は、職員が休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務能力の向上に資するときは、承認することができる。

オ 身分と給与等

- (ア) 身 分：常勤の職としての身分を保有
- (イ) 給 与：支給しない
- (ウ) 賞 与：期末手当：休業期間の２分の１除算、勤勉手当：休業期間の全期間除算

※基準日に休業している場合は支給しない。

- (エ) 退職手当：調整額：全期間を除算する。

基本額：当該休業により勤務しなかった期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算。ただし、自己啓発等の内容が公務の能率的な運営に特に資する場合は休業期間の２分の１を除算するものとする。

- (オ) 復帰後号給：特に有用であると認められるものにあつては１００分の１００以下、それ以外のものは１００分の５０以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして調整する。

(4) 配偶者同行休業制度

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、３年を超えない範囲内において、休業することを承認することができる制度。

ア 休業の事由

次の配偶者外国滞在事由により職員の配偶者が外国に住所又は居住を定めて滞在し、職員が生活を共にする場合

- (ア) 外国での勤務
- (イ) 事業の経営など個人が外国で行う職業上の活動
- (ウ) 外国の大学等における修学
- (エ) その他上記に準ずる事由として任命権者が認めるもの

※いずれの事由も６月以上にわたり継続することが見込まれるもの

イ 対象となる職員

次の職員を除く職員

- (ア) 非常勤職員
- (イ) 臨時的任用職員その他法律により任期を定めて任用される職員

ウ 休業の期間（当該期間の範囲内であれば１回の延長可）

３年を超えない範囲内

エ 休業の申請と承認

任命権者は、職員が休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、承認することができる。

オ 身分と給与等

- (ア) 身分：常勤の職としての身分を保有

(イ) 給 与：支給しない

(ウ) 賞 与：期末手当：休業期間の2分の1除算、勤勉手当：休業期間の全期間除算

※基準日に休業している場合は支給しない。

(エ) 退職手当：調整額：全期間を除算

基本額：当該休業により勤務しなかった期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算する。

(オ) 復帰後号給：100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして調整する。

5 一部改正概要

(1) 修学部分休業等の制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（第130号議案）

ア 改正する条例（3条例）

- ・長崎市職員の育児休業等に関する条例
- ・人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

イ 概要

配偶者同行休業の申請をした職員の業務を処理するために任用された職員を育児休業又は育児短時間勤務をすることができない職員に加えたい。

人事行政の運営等の状況の公表事項に「職員の休業に関する状況」を加えたい。

職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとしたい等の関係条文の整理を行いたい。

(2) 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（第 136 号議案）

ア 改正する条例（2 条例）

- ・ 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例

【承認及び給与の規定一覧表】

	承認する規定	給与に関する規定
上下水道局企業職員	長崎市上下水道局就業規程に「修学部分休業」及び「高齢者部分休業」を規定 自己啓発等休業に関する条例（第 127 議案） 配偶者同行休業に関する条例（第 128 議案）	長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第 136 号議案）
単純な労務に雇用される職員	単純な労務に雇用される一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に「修学部分休業」及び「高齢者部分休業」を規定 自己啓発等休業に関する条例（第 127 議案） 配偶者同行休業に関する条例（第 128 議案）	単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第 136 号議案）
上記以外の職員	修学部分休業に関する条例（第 125 議案） 高齢者部分休業に関する条例（第 126 議案） 自己啓発等休業に関する条例（第 127 議案） 配偶者同行休業に関する条例（第 128 議案）	修学部分休業に関する条例（第 125 議案） 高齢者部分休業に関する条例（第 126 議案） 地方公務員法第 26 条の 5 第 3 項に自己啓発等休業及び配偶者同行休業の取扱いを規定

イ 概要

修学部分休業又は高齢者部分休業により勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

自己啓発等休業又は配偶者同行休業により休業をしている期間については、給与を支給しない。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 16 条第 2 項第 4 号及び単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例第 13 条第 2 項第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改正する。

6 新旧対照表（一部改正のみ）

改正後	改正前
○長崎市職員の育児休業等に関する条例 （平成4年長崎市条例第2号） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26号の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)～(5) 〔略〕 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日（給与条例第5条第3項に規定する市長が定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、	○長崎市職員の育児休業等に関する条例 （平成4年長崎市条例第2号） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)～(5) 〔略〕 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日（給与条例第5条第3項に規定する市長が定める日をい

改正後	改正前
昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法第 26 条の 6 第 7 項又は育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)・(3) 〔略〕	う。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)・(3) 〔略〕
○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 （平成 17 年長崎市条例第 18 号） （任命権者の報告事項） 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 （平成 17 年長崎市条例第 18 号） （任命権者の報告事項） 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

改正後	改正前
(1)～(4) 〔略〕 <u>(5)</u> 職員の休業に関する状況 <u>(6)</u> 〔略〕 <u>(7)</u> 〔略〕 <u>(8)</u> 〔略〕 <u>(9)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕 <u>(11)</u> 〔略〕	(1)～(4) 〔略〕 〔新設〕 <u>(5)</u> 〔略〕 <u>(6)</u> 〔略〕 <u>(7)</u> 〔略〕 <u>(8)</u> 〔略〕 <u>(9)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕
○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号) (短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することが	○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号) (短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用するこ

改正後	改正前
できる。 (1) <u>地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認</u> (2)・(3) 〔略〕	とができる。 〔新設〕 (2)・(3) 〔略〕
○長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年長崎市条例第17号) (退職手当) 第16条 〔略〕 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 3～5 〔略〕 (給与の減額) 第18条 〔略〕	○長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年長崎市条例第17号) (退職手当) 第16条 〔略〕 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 禁錮以上の刑に処せられた者 3～5 〔略〕 (給与の減額) 第18条 〔略〕

改正後	改正前
2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、<u>修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日から定年退職日（長崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎市条例第37号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当</u>	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と

改正後	改正前
該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与） 第19条の4 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。	重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 〔新設〕

改正後	改正前
(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与) 第 19 条の 5 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。	〔新設〕
○単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 32 年長崎市条例第 34 号) (退職手当) 第 13 条 〔略〕 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 3～5 〔略〕 (給与の減額) 第 15 条 〔略〕 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始	○単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 32 年長崎市条例第 34 号) (退職手当) 第 13 条 〔略〕 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 禁錮以上の刑に処せられた者 3～5 〔略〕 (給与の減額) 第 15 条 〔略〕 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の

改正後	改正前
期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、<u>修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が定める教育施設における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日から定年退職日（長崎市職員の定年等に関する条例（昭和５９年長崎市条例第３７号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、</u>	始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤

改正後	改正前
3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与） 第15条の5 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。 （配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）	務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 〔新設〕 〔新設〕

改正後	改正前
第 1 5 条 の 6 地 方 公 務 員 法 第 2 6 条 の 6 第 1 項 の 規 定 による 承認 を 受 け た 職 員 に は 、 同 項 に 規 定 す る 配 偶 者 同 行 休 業 を し て い る 期 間 に つ い て は 、 給 与 を 支 給 し な い 。	